

仕様書

1. 業務名

地域コミュニティ推進体制整備事業業務委託

2. 業務の目的

長崎県では、人口減少により、過疎化や少子高齢化、個人の価値観の多様化などによって、地域を支える人材が不足し、住民同士のつながりが希薄になってきており、地域コミュニティの機能が弱まり、高齢化・独居化による孤独死の増加、若年層の減少による地域産業の衰退など様々な問題が顕在化している。

こうした厳しい状況を乗り越えるため、本県ではこれまで、地域コミュニティを支える住民、企業、行政等の地域住民が主体となって自発的に様々な地域課題の解決や地域づくりに取り組む地域運営組織の設立を推進してきた。

その結果、令和8年3月31日現在で194の地域運営組織が設立されたが、一方で、設立後の組織運営においては、継続的な活動や担い手の確保などの課題が生じているものと考えられる。

このため、本業務では、地域コミュニティの維持・活性化及び持続可能な地域づくりの推進を目的として、県内地域運営組織の実態把握を行うことで課題を見える化し、地域運営組織の先進事例集を作成するとともに、地域運営組織をはじめとした地域コミュニティ団体及び市町を対象とした相談対応、研修会の開催及びアドバイザーの派遣を実施する。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

4. 業務内容

以下(1)から(5)までの業務を行うこと。

業務の実施にあたっては、長崎県地域振興部地域づくり推進課（以下「担当課」という。）と定期的（1か月に1回程度）に打合せを行い、各業務の進捗状況を共有するとともに、業務内容等の詳細について協議の上、決定すること。

また、打合せ終了後、速やかに打合せ結果を作成し、担当課に提出すること。

なお、担当課との第1回打合せにおいては、全体スケジュール及び業務ごとのスケジュールを示すこと。

(1) 実態把握調査

市町のコミュニティ対策及び地域運営組織の現状と課題を把握するため、次のとおり実態把握調査を実施し、調査結果をとりまとめた上で、分析を行うこと。

なお、分析においては、市町・地域運営組織とも課題を類型化するとともに、それぞれの課題への対応案を提案すること。

ア 調査時期 契約締結後1か月以内を目途に調査開始

イ 調査対象 市町及び長崎県内の全地域運営組織

ウ 調査方法

(ア) 市町 ヒアリング調査

※原則対面またはWEB会議でのヒアリングを想定

(イ) 地域運営組織 アンケート調査

※担当課経由で市町を通じて調査対象に回答を依頼し、受託先に直接回答してもらうかたちを想定

エ 必要回答数

(ア) 市町 21 市町

(イ) 地域運営組織 地域運営組織の1／3

※なお、地域運営組織において必要回答数に達しない場合は、個別に聞き取り調査などを実施すること。

(2) 先進的な地域運営組織の事例集作成

上記(1)の実態把握調査などを踏まえ、先進的取組を実施している県内の地域運営組織を対象として次のとおり取材し、事例集を作成すること。

ア 取材時期 上記(1)の調査結果とりまとめ後1か月以内

イ 取材方法 対面、WEB会議又は電話

イ 取材先数 2団体

ウ 取材先選定 受託先において下記(ア)から(オ)までのテーマで先進的な取組を実施している団体を選定の上、担当課と協議し決定

(ア) 地域住民の移動支援

(イ) 地域住民間の助け合い

(ウ) 直売所の運営

(エ) 地域の防災対策

(オ) その他

(3) 相談対応業務

地域運営組織の設立、運営、後継者育成・人材不足対策をはじめ、地域コミュニティの維持・活性化に関して次のとおり相談対応を行い、相談対応記録（概要で可）を作成すること。

また、相談対応の実施状況について、中間報告を12月に実施する担当課との定期打合せにおいて書面で行うこと。

ア 対応期間 令和8年9月16日（水）から令和9年3月15日（月）まで

※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休みで可

イ 対象者 県内の地域運営組織をはじめとした地域コミュニティ団体及び市町

ウ 対応手段 電話及びメールを原則とし、必要に応じ対面対応

エ 対応方法 技術的な助言や成功事例の紹介、下記(4)の研修会への参加提案などを行い、必要に応じ下記(5)のアドバイザー派遣を実施

オ 参考：相談例

(ア) 地域運営組織

- ・地域運営組織の設立、運営、後継者育成・人材不足対策
- ・地域コミュニティの機能強化
- ・地域住民への説明会の開催
- ・市町、他地域コミュニティ等との連携 など

(イ) 市町

- ・地域運営組織の設立、運営、後継者育成・人材不足対策に対する支援
- ・地域コミュニティ対策の検討・改善
- ・庁内の支援体制構築
- ・各地域の個別課題に対する対応 など

(4) 研修会の実施

地域コミュニティの維持・活性化を目的とした研修会を次のとおり開催すること。

- ア 開催時期 令和8年11月から令和9年2月まで
- イ 開催回数 2回（県南地域で1回、県北地域で1回）
- ウ 対象者 県内の地域運営組織をはじめとした地域コミュニティ団体及び市町
- エ 規模・会場 担当課と協議し決定
- オ 研修時間 1回あたり2～3時間程度
- カ 研修テーマ 受託者において、上記(1)から(3)までの実施状況等を踏まえた上で、研修テーマ案を複数担当課に提案し、担当課と協議し決定

(5) アドバイザーの派遣

地域コミュニティの維持・活性化や、地域コミュニティが抱える課題の解決等を目的としたアドバイザーの派遣を次のとおり実施すること。

- ア 派遣時期 令和8年10月1日（木）から令和9年3月15日（月）まで
- イ 派遣回数 8回程度
- ウ 派遣対象者 県内の地域運営組織をはじめとした地域コミュニティ及び市町
ただし、市町職員のみを対象としたものは不可
- エ 派遣先 上記(1)の実態把握調査及び上記(3)の相談対応業務と連携し、市町からの要請に応じ、担当課と協議し決定
- オ アドバイザー 派遣目的について高度で専門的な知見を有する者（例：大学教授や先進的な取組を行っている組織の関係者など）

5. 業務実施体制

業務全体の企画構成検討、スケジュール・進捗管理、業務全体の統括など、業務の実施にあたっては、実務者、責任者を明確にするなど、組織的に対応すること。

6. 業務完了報告

(1) 業務完了後速やかに、以下の成果物を作成し納品すること。

- ① 業務完了報告書（A4版） 紙媒体1部
- ② 業務実績報告書（A4版） 紙媒体1部及び電子データ（PDF 及び Word 形式）

※業務実績報告書には次の事項を記載すること。

- ・実態把握調査の実施内容及び調査・分析結果
- ・先進的地域運営組織事例集（取材日時・取材相手方・取材先の概要等も記載すること。）
- ・相談対応の実施内容及び各相談概要
- ・研修会の実施内容及び実施結果
- ・アドバイザーの派遣内容及び結果

③ 上記②の電子データを保存した電子媒体（DVD-Rなど）

(2) 納品場所

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁4階
長崎県 地域振興部 地域づくり推進課 半島・過疎対策班

7. 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、担当課と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること。また、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、県からの求めに応じること。
- (3) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

8. その他特記事項

- (1) 受託者は、本業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。
- (3) 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、県又は県が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 県は、この業務の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。
- (6) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定する。